

非常変災時等による学校休業措置などの対応

布施工科高等学校

◎ 暴風警報及び特別警報発令時の対応

- (1) 発令時は登校を行わないものとする。特別警報については大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪のいずれの特別警報もこれを適用する。
- (2) 暴風警報・特別警報発令の地域による対象は以下の通りとする。
 - ① 大阪府全体……………全生徒
 - ② 東部大阪全体もしくは東大阪市……………全生徒
 - ③ 生徒の居住地……………該当生徒のみ
- (3) 暴風警報及び特別警報が解除された場合の対応を原則として以下の通りとする。
 - [1] 午前6時までに解除されたときは、
平常授業とする。
 - [2] 午前7時までに解除されたときは、
第2限(9:40)から授業とする。
 - [3] 午前8時までに解除されたときは、
第3限(10:40)から授業とする。
 - [4] 午前9時までに解除されたときは、
第4限(11:40)から授業とする。
 - [5] 午前10時までに解除されたときは、
第5限(13:15)から授業とする。
 - [6] 午前10時以降も発令中である場合は、
臨時休業とする。
※ [2]・[3]・[4]・[5]に該当する場合は、
授業開始10分前を登校時間とし、
SHRで出欠確認を行う。

◎ 避難指示発令時の対応

身の安全を守ることを第一義とした対応をとるものとし、避難などにより、学校を欠席・欠課した場合は、状況を把握し、その都度措置をとるものとする。

◎ 鉄道会社の運休による対応

- (1) 近鉄奈良線の大幅な遅延や運休については、状況によって学校の休業・授業開始時刻の変更を学校長が判断する。
- (2) その他の交通機関については、平常授業を行い、生徒個々の事案を検討した上でその都度措置をとるものとする。

◎ その他地震等への対応

- (1) その他の非常変災等によって出欠を判断する際には、身の安全を守ることを第一義とした対応をとるものとし、学校長の判断によって対応を決定する。